

令和5年度 特定教育・保育施設の利用定員について

1. 利用定員とは

認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づいて設定するもので、以下のように定めるものとされています。

- ・利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、認可定員の範囲内で設定する
- ・恒常的に利用人数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが可能

また、子ども・子育て支援制度における給付（施設型給付・地域型保育給付）にあたっては、利用定員により公定価格（給付単価）が決まる仕組みとなっています。

※認可定員とは

施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことを指します。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については洲本市が、それぞれ認可を行うこととなります。（現在、洲本市に地域型保育事業はありません。）

2. 利用定員の変更について

区 分	施設名	1号認定			合 計
		3歳児	4歳児	5歳児	
変 更 前	洲本幼稚園	18	15	20	53
	大野幼稚園		16	10	26
変 更 後	洲本幼稚園	18	25	25	68
	大野幼稚園		0	0	0
増 減	洲本幼稚園	0	10	5	15
	大野幼稚園		▲16	▲10	▲26
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・大野幼稚園閉園（R5.3末）により利用定員を26人減（皆減）。 ・大野幼稚園閉園に伴いその受け皿として洲本幼稚園の利用定員を15人増やし、68人とする。 				

（参考） 洲本市全体

区 分	1号認定	2号認定	3号認定		合 計
		3～5歳	0歳	1・2歳	
変更前	149	679	56	283	1,167
変更後	138	679	56	283	1,156
増 減	▲11	0	0	0	▲11